

○国土交通省告示第二百五十七号

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示を次のとおり定める。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣 前田 武志

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示

(ノンステップバスの基準)

第一条 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年国家公安委員会国土交通省告示第一号。以下「基本方針」という。）一 ②において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスは、

バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 バス車両の構造及び設備が移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものであること。

二 乗降口から車いすを固定することができる設備までの通路に段がないこと。

(リフト付きバスの基準)

第二条 基本方針一 2 (2) ②において移動等円滑化の目標が定められているリフト付きバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三 車いすを使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えていること。

(スロープ付きバスの基準)

第三条 基本方針一 2 (2) ②において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一 バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三 車いすを使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の傾斜路を設ける設備を備えていること。

(バリアフリー性能の優れたユニバーサルデザインタクシーの認定)

第四条 国土交通大臣は、申請により、基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められている福祉タクシーのうち、高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものを認定するものとする。

2 前項の認定の対象とする自動車は、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準に適合するものとする。

3 第一項の認定に関する手続、基準その他必要な事項は、別に定めるところによる。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。